

出水期における体制の確認

令和7年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における洪水予報河川について、令和7年度の水位状況をまとめたものです。

●令和7年度における県管理河川の水位状況について【洪水予報河川】

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況			発表者	ホットラインの対象 情報
					避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫警戒水位		
庄内川・木曾川	日光川	戸苅	令和7年7月17日	14時10分	○			海部建設事務所	○
矢作川	逢妻川	一ツ木逢妻川	令和7年9月5日	9時20分	○			知立建設事務所	○
矢作川	境川	泉田	令和7年9月5日	11時10分	○			知立建設事務所	○

(参考) 令和7年度 発表回数 3回 (令和6年度 発表回数 6回)

令和7年度 県管理河川の水位状況について

○愛知県における水位周知河川について、令和7年度の水位状況をまとめたものです。

●令和7年度における県管理河川の水位状況について【水位周知河川】

圏域名	河川名	観測所名	発表日時		水位状況		発表者	ホットラインの対象 情報
					避難判断水位	氾濫危険水位		
庄内川・木曽川	領内川	祖父江	令和7年7月17日	12時50分	○		一宮建設事務所	○
豊川	柳生川	花田	令和7年9月5日	11時15分	○		東三河建設事務所	○
庄内川・木曽川	五条川（上流）	曾野	令和7年9月5日	7時40分	○		一宮建設事務所	○
豊川	梅田川	浜道	令和7年9月5日	11時39分	○		東三河建設事務所	○
矢作川	乙川	大平	令和7年9月5日	11時50分	○		西三河建設事務所	○
矢作川	乙川	大平	令和7年9月5日	12時40分		○	西三河建設事務所	○

(参考) 令和7年度 発表回数 6回 (令和6年度 発表回数 15回)

水防法 概要

【水防法の目的】

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(都道府県の水防責任)

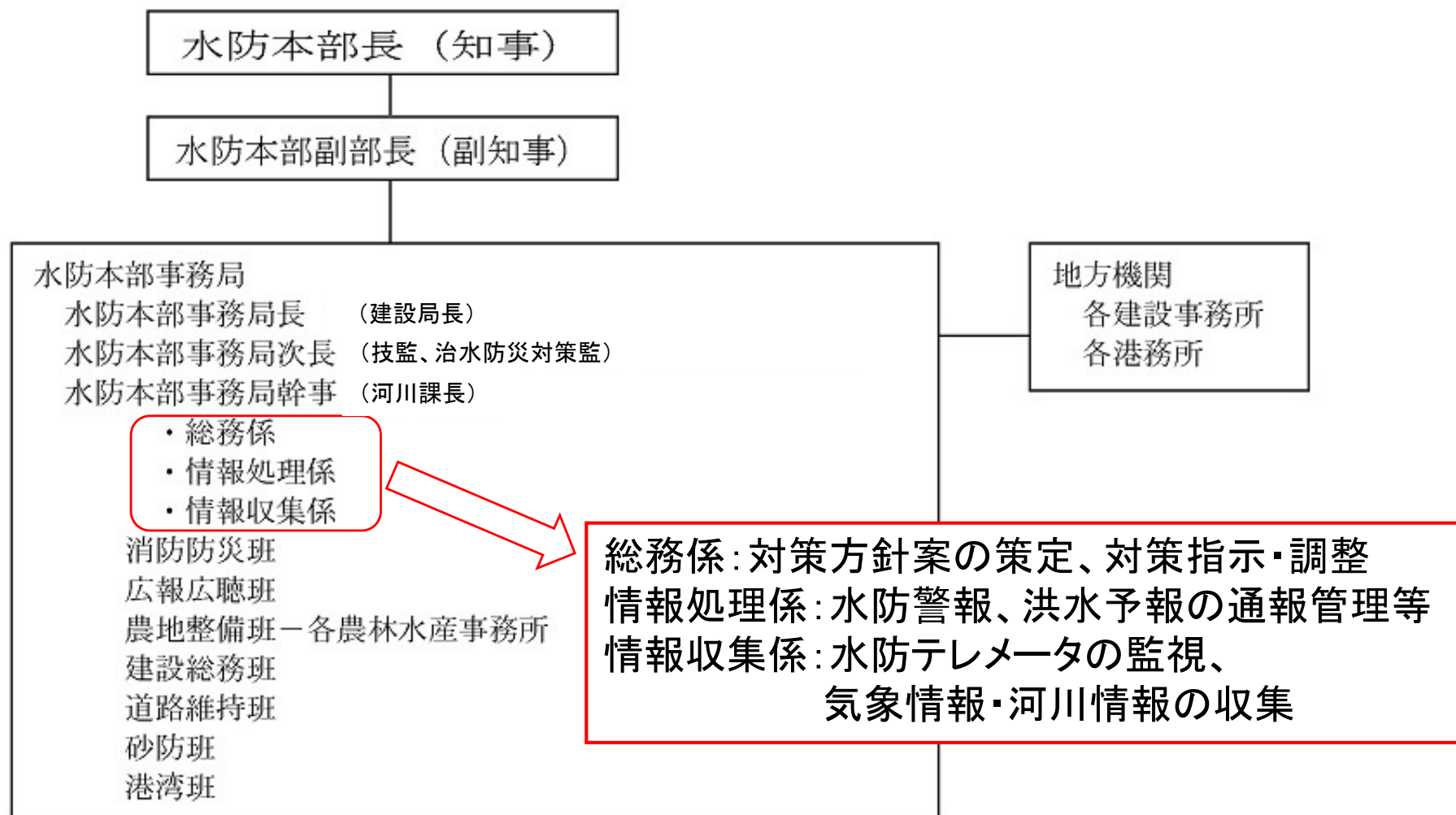
第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

水防の第一次責任は市町村等にあるが、水防の効果を発揮させるには、都道府県が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要がある。

愛知県の防災体制(水防本部の組織)

○県水防本部組織図

県水防本部は、愛知県災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編成する**常設機関**。



○建設業者等との防災安全協定

建設業者、測量設計業者との協働

- ・**防災安全協定(災害協定等)の締結(H13~)**
- ・土木研究会始め3団体と包括協定の締結
(H25.3.21)
- ・愛知県測量設計業協会始め3団体と協定の締結
(H23.3.25始め)

防災安全協定(河川)に基づく巡視を行う基準(建設業者)

- 巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想されるとき
- 「高潮に関する水防警報(出動)」が発令されたとき
- 震度5弱以上の地震が発生したとき(時間外は自主的に巡視点検する)
- 津波の来襲があったとき
- 地震・豪雨等による被害が相当規模発生する恐れがあると所長が判断したとき

中部地方整備局と連携した防災体制

○中部地方整備局・管内5県3政令市・水資源機構・高速道路株式会社などと災害における包括協定

■協定締結

○協定締結日

令和2年3月26日

○協定締結者

中部地方整備局長、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、静岡市長、浜松市長、名古屋市長、独立行政法人水資源機構中部支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長、八王子支社長、金沢支社長、名古屋支社長、名古屋高速道路公社理事長、一般社団法人日本建設業連合会中部支部長

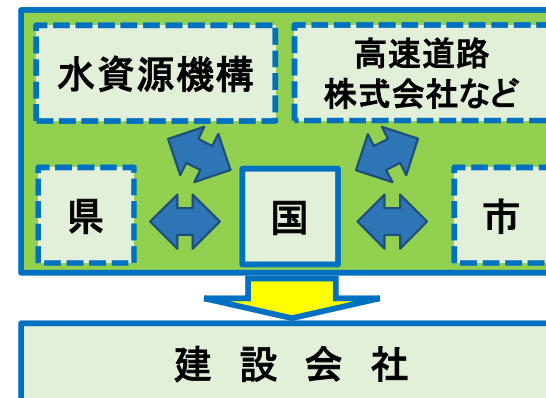
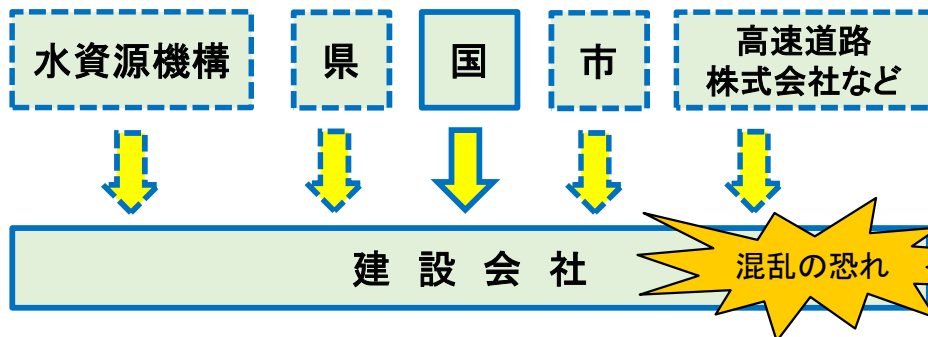
■特 徴

地震・大雨等の大規模な災害又は事故(そのまま放置すれば、直ちに災害につながるおそれがある場合に限る。)が発生した場合は、複数の県又は政令市にわたる甚大なものになることが想定される。その復旧、復興に当たっては全国的な技術力、資機材の調達など民間建設業の協力が不可欠となる。

これまでは国、県、市、水資源機構、高速道路株式会社などがそれぞれ建設会社の出動を要請していたが、このような大規模な広域災害時には中部地方整備局が県、政令市、水資源機構、高速道路株式会社などとの調整役となり、円滑に対応できるように令和2年3月26日付けで新しく協定を締結した。

(協定締結前)

(協定締結後)



(凡例)

↓ : 出動要請
↔ : 調整

水防活動の主な取組状況

川の防災情報の提供(重要水防箇所等の位置図)

県管理河川の重要水防箇所及び水防倉庫の位置図を愛知県ウェブサイトにて公表。

令和7年度 重要水防箇所図

ページID:0353087 掲載日:2025年8月18日更新  印刷ページ表示

知多建設事務所管内

-  [半田市 \[PDFファイル/1.07MB\]](#)
-  [常滑市 \[PDFファイル/448KB\]](#)
-  [東海市 \[PDFファイル/1.03MB\]](#)
-  [太府市 \[PDFファイル/1.09MB\]](#)
-  [知多市 \[PDFファイル/1.04MB\]](#)
-  [阿久比町 \[PDFファイル/677KB\]](#)
-  [東浦町 \[PDFファイル/831KB\]](#)
-  [南知多町 \[PDFファイル/666KB\]](#)
-  [美浜町 \[PDFファイル/961KB\]](#)
-  [武豊町 \[PDFファイル/598KB\]](#)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html>

県管理河川における越水などの情報共有について

【市町村の皆様へ】

- 洪水時に住民などから県管理河川における越水などの通報がされた場合は、所管の建設事務所に電話で連絡をお願いします。
- 市町村の水防計画には、連絡先として建設事務所を入れて下さい。

【建設事務所の皆様へ】

- 建設事務所は河川課に連絡するとともに、市町村にも情報提供して下さい。
- 巡視後は、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」により、建設局長へ報告するとともに、市町村にも情報提供して下さい。
- あらかじめ市町村の防災担当課へ管内図（河川砂防図）を配布し、県の連絡先（昼夜）を知らせておいて下さい。

【参考】

水防法第25条には、「水防に関し、堤防その他の施設が決壊したときには、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。」とある。

また、逐条解説水防法には、「『決壊』とは、通常施設の効用を害する程度の損壊をいい、その物理的形体の全部又は一部の喪失を意味するが、本条においては、広義に解して、溢水及び異常な漏水の場合も含むと考えられる。」とある。

さらに、「『関係者』とは、知事、所轄警察署長、重大な影響を受けるべき他の水防管理団体又は市町村、付近の住民等をいう」とある。

水防法第9条にも、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときには管理者に連絡することとなっている。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 知多半島圏域に係る取組方針

令和4年6月

(令和7年5月一部修正)

知多半島圏域水防災協議会

目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員.....	3
3. 減災のための目標と取組方針.....	5
4. フォローアップ.....	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとされている。この答申を踏まえて平成 27 年 12 月 11 日に国土交通省は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和 2 年度を目途に「水防災意識社会」を再構築する取組を行うこととした。

そのような中、平成 28 年の台風 10 号豪雨により岩手県の管理する小本川が氾濫し要配慮者施設で 9 名が亡くなるなど、県の管理する中小河川などにおいても浸水被害が頻発したことから、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川へ速やかに拡大する必要が生じた。

更に、平成 29 年 6 月 20 日には、これらの取組に関し、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下「緊急行動計画」という。）が取りまとめられた。

更に、平成 30 年 7 月豪雨を始め、近年各地で大水害が発生していることを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきとされ緊急行動計画が改定された。

知多半島圏域は、知多半島の 3 市 4 町からなっており、南北に鉄道や国県道・知多半島道路等の交通網が整備され、域内のみならず周辺都市部と結びつきが強い地域である。

昭和 34 年の伊勢湾台風では、沿岸部で高潮による大きな被害を受けたほか、昭和 51 年の洪水においては知多半島東部の半田市、阿久比町を中心に大きな浸水被害が発生している。

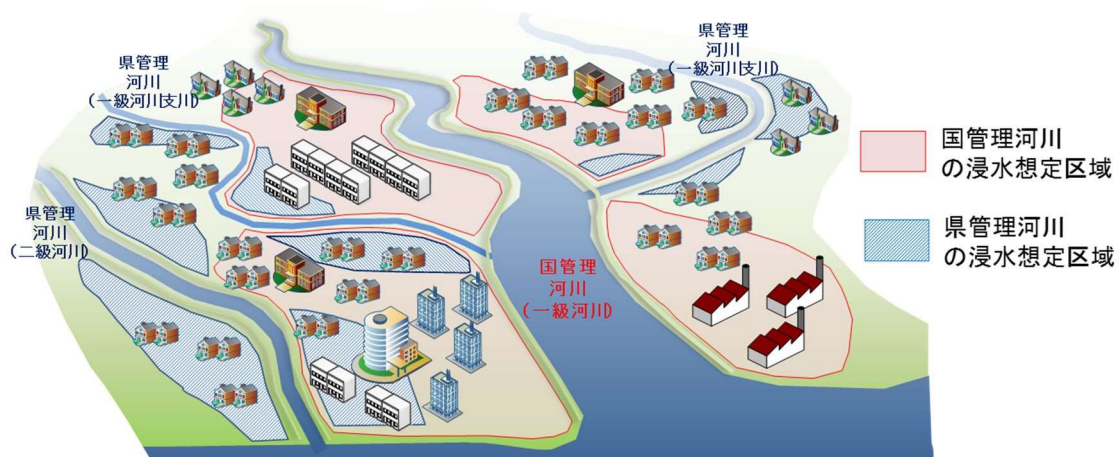
戦後最大規模となる平成12年の洪水（東海豪雨）では、半田観測所で60分雨量93mm、24時間雨量370mmを記録しており、河川の氾濫や内水等により広範囲で床上・床下浸水が発生し、大きな被害となった。

知多半島圏域の県管理河川等を対象として、地域の特徴を踏まえ、関東・東北豪雨のような大規模な水害に対し減災を図るため、半田市、常滑市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、愛知県（防災安全局、建設局、知多建設事務所）、名古屋地方气象台、国土交通省中部地方整備局（河川部地域河川課）が参画し、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成29年2月に「知多半島圏域水防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。

本協議会では、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、概ね令和8年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今後その結果を「知多半島圏域に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

今後、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

【本協議会設立の枠組み】



- ◆ 県管理河川の浸水想定区域を基本に圏域を設定。
- ◆ 想定される洪水ハザードに対する情報共有や避難行動など、本協議会の取り組むべき内容を検討するにあたり、関係する市町村等が極力分断されないよう圏域を設定。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員は、表1のとおりである。また、本協議会が対象とする河川は表2のとおりである。

表1 知多半島圏域水防災協議会 会員一覧

	構成機関・役職
会長	愛知県建設局 局長
副会長	愛知県防災安全局 局長
会員	半田市 市長
会員	常滑市 市長
会員	知多市 市長
会員	阿久比町 町長
会員	南知多町 町長
会員	美浜町 町長
会員	武豊町 町長
会員	愛知県 建設局 治水防災対策監
会員	愛知県 知多建設事務所 所長
会員	気象庁 名古屋地方气象台 台長
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 河川部 地域河川課 課長

表2 知多半島圏域水防災協議会の対象河川一覧

水系名	河川名		水系名	河川名	
(二)稗田川	稗田川		(二)大川	大川	
(二)阿久比川	阿久比川	○	(二)五宝川	五宝川	
	矢勝川		(二)山海川	山海川	
	前田川		(二)内海川	内海川	
	福山川		(二)山王川	山王川	
	草木川		(二)稲早川	稲早川	
(二)十ヶ川	十ヶ川			鶉の池川	
	英比川		(二)矢田川	矢田川	
(二)神戸川	神戸川			前山川	
(二)石川	石川		(二)日長川	日長川	
(二)堀川	堀川			鍛冶屋川	
(二)新川	新川		(二)信濃川	信濃川	
(二)布土川	布土川			横須賀新川	
(二)新江川	新江川		合計27河川		

青字 (○) : 水位周知河川 (1河川)

【水位周知河川の指定日】

水位周知河川	
河川名	指定日
阿久比川	平成21年6月1日

3. 減災のための目標と取組方針

(1) 目標

平成27年9月関東・東北豪雨の水害において多数の孤立者が発生し、避難勧告等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分にできなかったなどの課題が浮き彫りとなった。

当該洪水による堤防決壊は、現在の整備水準を上回る洪水により発生しており、今後も整備水準を上回る洪水がいつ・どこで発生してもおかしくない状況である。

そうした中、全国的に現状の河川的能力を超える大規模な水害が頻発していることから、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組が進められている。

なかでも県などが管理する中小河川においては、国の管理河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨等により急速に水位上昇する場合があるなど、大河川とは異なる特性への対応が求められている。

以上のことから、知多半島圏域における県管理河川において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指し、愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とする。

【本協議会の目標】



(2) 取組方針

現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、令和8年度までに各構成員がハード・ソフト対策を一体的・計画的に実施する項目は、緊急行動計画に位置づけられている施策から選定するものとし、その結果を表3に示す。

さらに、緊急行動計画に位置づけられている施策から、本協議会において実施する事項を選定した施策の他、中小河川の特性を考慮し、「流域の対策」と「みずから守るプログラム」を位置づける。

特に、中小河川の中でも、上流域や流域が小さい河川においては雨の降り方により、急激に河川水位が上昇することから、避難完了までの必要な時間を確保することが困難な場合があることにも十分考慮し、地域の水害リスクに応じた防災教育の実施や「みずから守るプログラム」などの取組を実施していく。

また、上流域・中流域・下流域など地域特性ごとに対応した取組が必要なことから、中小河川と大河川の特性を十分考慮して、各取組を実施していく。

【地域特性ごとに対応した取組の考え方】

地域特性	河川管理者	水防法の指定	集水面積	水位上昇速度	水害リスク	水害の頻度	水防活動開始までの時間	避難のための主な取組例
上流域			小	速い	小	大	短い	【行政の公助は困難】 ・みずから守るプログラム
中流域			大	遅い	大	小	長い	・土のう積みなどの水防活動 ・水位計・カメラの設置 ・水害危険性の周知
合流点 (二級河川は下流域)			大	遅い	大	小	長い	・水害対応タイムライン ・ホットライン
下流域			大	遅い	大	小	長い	・広域避難の検討

表3 緊急行動計画と取組方針に位置づける施策

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 に位置づけられている施策	
円滑かつ迅速な避難のための取組	
①情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） ・避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン） ・水害危険性の周知促進 ・ICTを活用した洪水情報の提供 ・要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等 ・ハザードマップの改良、周知、活用 ・浸水実績等の周知 ・防災教育の促進
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予測や水位情報の提供の強化
被害軽減の取組	
①水防体制に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 ・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組） ・水防訓練の充実
防災施設の整備等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） ・樋門・樋管等の施設の整備

〔 緊急行動計画から取組方針に位置づける項目は、本協議会にて取り組む必要が生じた場合に、随時追加していくものとする。 〕

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等 (ホットラインの構築)	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時等に建設事務所長から市町村長に直接連絡する体制を導入 (H29.6) した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡体制を毎年出水期前に確認するとともに、運用を進めながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町毎に水防計画や地域防災計画等に基づき避難指示等の判断をしている。 水位周知河川を対象に、水害対応タイムラインを作成した。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定後は、実際の洪水時や訓練など運用しながら改善していく。 	引き続き実施	愛知県市町 気象台
水害危険性の周知促進	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川及び水害危険性を周知する河川の選定・検討を行う。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県

目標時期の欄の記述の解説については、表4を参照のこと。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
ICTを活用した洪水情報の提供	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット「愛知県川の防災情報」により河川水位、潮位、雨量、カメラ画像等の情報を提供している。 ・大雨、洪水などの防災情報を「登録型防災情報メール」として配信している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対し分かりやすい洪水情報を提供していく。 	引き続き実施	愛知県市町
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設管理者説明会を開催した。また、福祉部局主催の要配慮者利用施設管理者が集まる会議などに参加し、避難確保計画の作成の必要性について、説明している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域（洪水・高潮）の新たな指定等を含め、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を進めていく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町
みずから守るプログラムの活用	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
<p>浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等</p>	<p><u>現状の取組状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定し、公表している。 ・ 想定最大規模の高潮による高潮浸水想定区域を指定し、公表している。 <p><u>今後の取組方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水及び高潮の浸水想定区域図の周知をしていく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>愛知県</p>
<p>ハザードマップの改良、周知、活用</p>	<p><u>現状の取組状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等を対象に、ハザードマップを作成し、公表している。 <p><u>今後の取組方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模に対応したハザードマップ（洪水・高潮）を作成・周知していく。作成にあたっては、ユニバーサルデザインにも配慮していく。 	<p>引き続き実施 (拡充)</p>	<p>市町</p>
<p>浸水実績等の周知</p>	<p><u>現状の取組状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水実績図を作成してウェブサイト等で公表している。 <p><u>今後の取組方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な浸水被害が発生した場合、浸水実績図を作成・周知していく。さらに、浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知していく。 	<p>引き続き実施</p>	<p>愛知県市町</p>

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
防災教育の促進	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請に応じて出前講座等を行っている。 ・授業の中で水害教育を行うとともに、小中学校の学習指導要領（H29.3改定）に自然災害に関する内容が充実された。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等をより多くの団体に活用してもらえるよう促進していく。 ・小学生や保護者を対象とした「マイ・タイムライン」作成支援ツールを活用し、学校等へ普及拡大していく。 	引き続き実施	愛知県 市町 気象台
(再掲) みずから守るプログラムの活用	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を展開している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みずから守るプログラム」を発展させ、時系列的に住民一人一人が確実に避難を行えるよう、マイ・タイムラインの手法を取り入れた災害避難カードの利用を拡大していく。 	引き続き実施 (拡充)	愛知県 市町

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
洪水予測や水位情報の提供の強化	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位計、CCTV カメラ等によって河川を監視している。 ・水位計は、1 時間ごとや10 分ごとの水位をインターネットにより提供している。 ・河川監視用カメラは、河川の状況を動画や静止画により画像情報をインターネットにより提供している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が設置した水位計・監視カメラと情報提供について連携を図るとともに、水位計及び監視用カメラについて、配置計画やテレメータシステムの機器の拡充（欠測対策やシステムへのアクセス向上など）を検討し、整備を実施していく。 	引き続き実施（拡充）	愛知県市町

2) 被害軽減の取組

①水防体制に関する事項

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、水防資機材の保有状況の確認を行っている。 ・毎年、重要水防箇所を始め河川管理施設や河川占用施設の巡視・点検等を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町が連携して水防資機材の保有状況の確認を行っていくとともに、重要水防箇所の適切な巡視・点検等を行っていく。 	引き続き実施	愛知県市町
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者と水防団等の情報共有を行っている。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町が連携して水防団等の情報共有を行っていく。 	引き続き実施	愛知県市町
水防訓練の充実	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、関係機関や住民等の参加により水防訓練を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より実践的な水防訓練となるよう、引き続き実施していく。 	引き続き実施	愛知県市町

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
堤防等河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき河道掘削等や河道内及び河川構造物の維持管理を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づき河道整備等を実施していく。 さらに、現況河道の流下能力を最大限活用するために、堆積土砂・雑木等の除去を実施していく。 	引き続き実施	愛知県
樋門・樋管等の施設の整備	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> あいち防災アクションプランに位置づけた樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び、老朽化対策を実施している。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 樋門等の耐震対策、自動閉鎖化及び老朽化対策を実施していく。 	引き続き実施(拡充)	愛知県

3) 防災施設の整備等

主な取組項目	現状の取組状況及び今後の取組	目標時期	取組機関
流域の対策	<p>現状の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川への流出を抑制する雨水貯留施設の整備や維持管理を実施している。 ・ 開発行為に伴う流出抑制対策の指導を行うとともに、開発に伴い設置した調節池の既存施設の維持管理を実施している。 ・ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の管理及び保全に取り組んでいる。 <p>今後の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設の整備や既存施設の適切な維持管理を実施していく。 (流域市町村が実施する貯留施設整備) など ・ 開発行為に伴う流出抑制対策に関する指導や、既存施設の維持管理を実施していく。 ・ ため池の適正な管理及び保全に取り組んでいく。 	引き続き実施	愛知県市町

表4 目標時期の記述内容に関する解説

目標時期の 記述内容	記述内容の解説
引き続き実施	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、引き続き実施する取組
引き続き実施 （拡充）	「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」が取りまとめられた以前（H29.6）から実施している取組で、近年の大規模水害を受け新たな視点を踏まえるなど取組が拡充され、引き続き実施する取組。

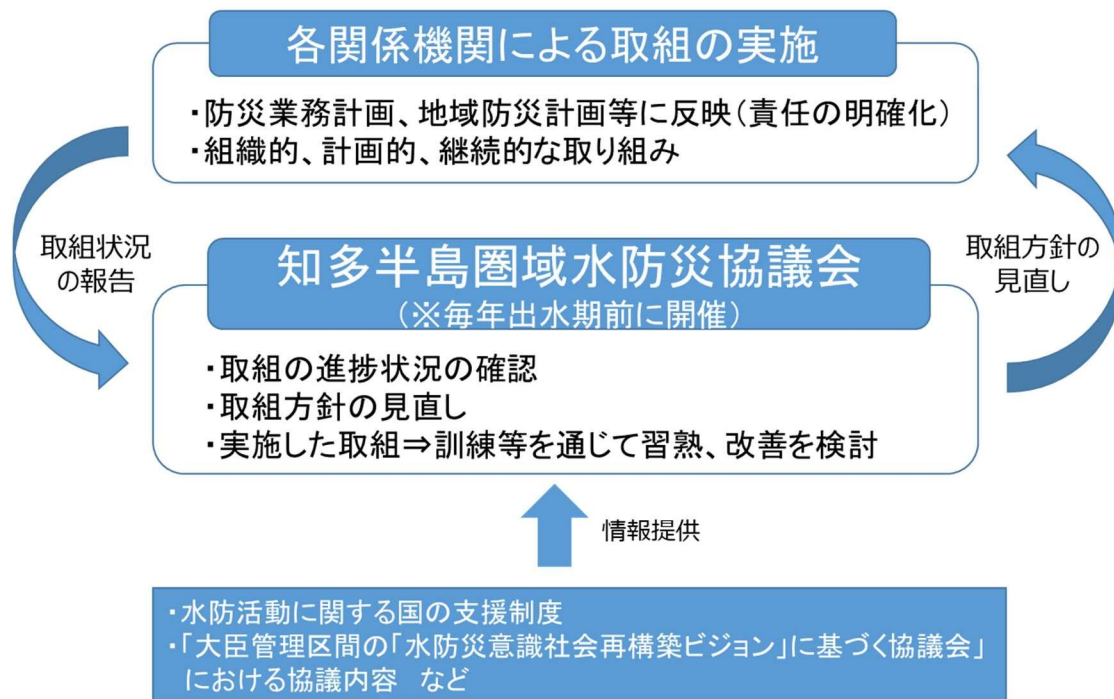
4. フォローアップ

各構成員の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行う。

さらには、知多半島圏域には直轄河川の氾濫域は無いが、水防活動に関する国の支援制度や直轄河川の水防災協議会の協議内容などの直轄河川の情報提供も併せて行っていく。

【フォローアップのイメージ】



取組方針フォローアップの報告

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・他機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を促進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上

◎土砂災害への防災対応については、既存の「愛知県総合土砂災害対策推進連絡会」にて対応し、県水防災協議会とも連携を図る。

※平成31年1月に緊急行動計画の改定が行われた箇所（赤字）

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

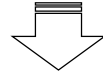
(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

知多半島圏域水防災協議会の減災のための目標と取組方針

知多半島圏域における県管理河川における協議会の目標

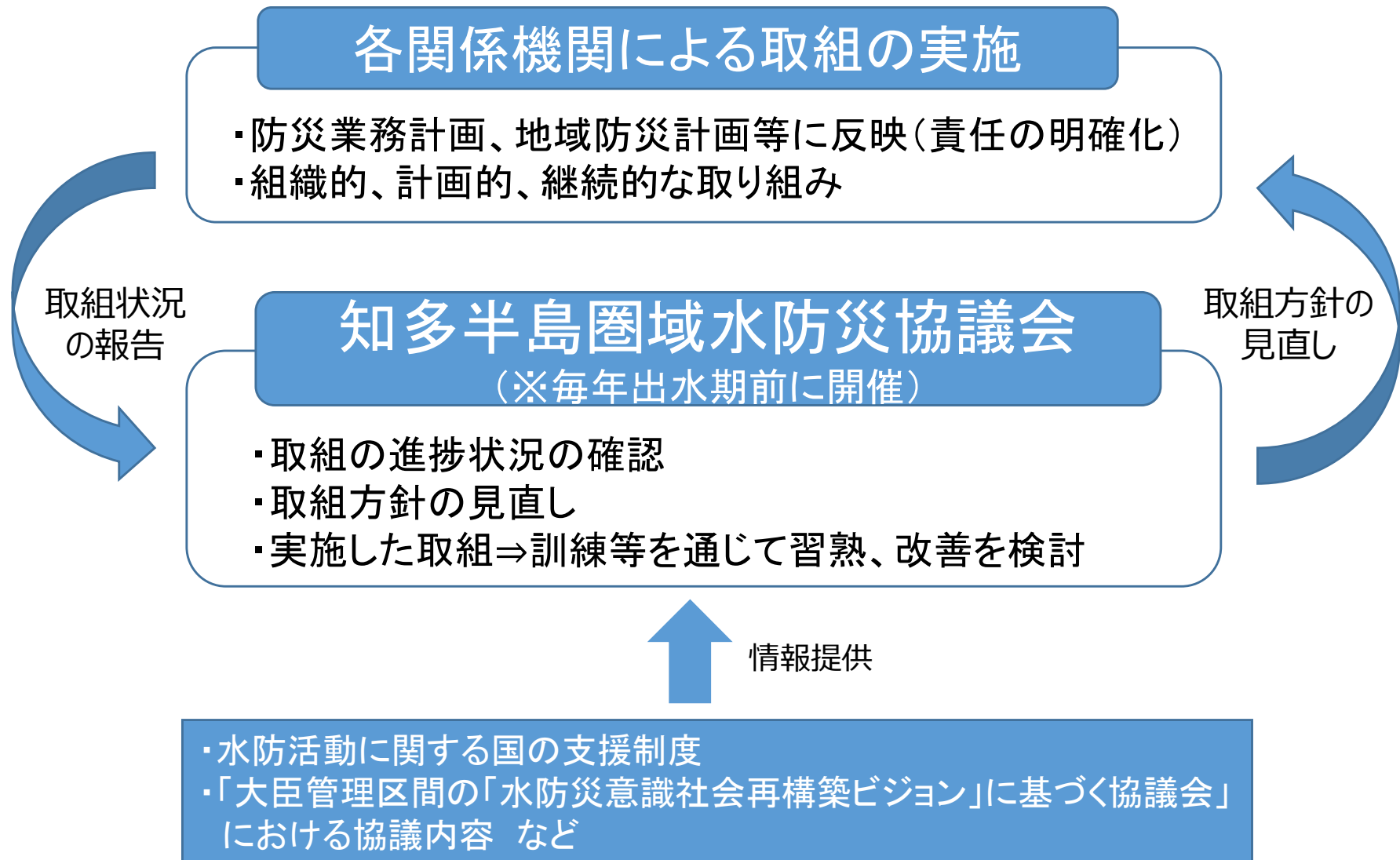
県が管理する中小河川は、国管理の河川ほど整備水準が高くないことや、集中豪雨に対して急速に水位が上昇する等、大河川とは異なる特性への対応が求められる。



- 知多半島圏域において、河川整備を着実に進めるとともに、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。
- 愛知県、圏域内市町、水防管理団体、名古屋地方気象台等が、減災への目標を共有し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目標とし、令和4年5月に取組方針を改定した。
- 取組方針は令和8年度末に改定から5カ年が経過するため、令和9年6月に改定予定。



取組に対するフォローアップ



知多半島圏域 水防災協議会 主な取組(1)

主な取組項目	取組内容	令和7年度の主な取組
1) 想定最大規模の降雨による洪水想定区域図等の公表・周知	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川と水位周知河川の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の指定・公表 ○洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の想定最大規模の降雨による浸水予想図の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図の公表・周知
2) ホットラインの構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ホットラインの運用状況 ○洪水浸水想定区域の見直しに伴うホットラインの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前にホットラインの体制を構築
3) 水害ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○想定最大規模洪水に対応した洪水ハザードマップの改良、周知、活用 ○高潮による浸水予想図の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域の拡大に伴う水害ハザードマップの作成を準備
4) 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議の開催 ・水防管理団体及び自治体防災担当者向け研修会の開催
5) みずから守るプログラムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○みずから守るプログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働事業の実施支援 ・地域協働事業ガイドラインの見直し検討、実施可能市町村の拡大

知多半島圏域 水防災協議会 主な取組(2)

主な取組項目	取組内容	令和7年度の主な取組
6) 防災教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○県教育委員会と連携した水防災教育の促進 ○出前講座の実施 ○マイ・タイムラインの作成講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施 ・ワークシート「マイ・タイムラインをつくろう」の改善
7) 水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○水位計や河川監視カメラ等の整備 ○河川情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位計及び監視カメラ設置計画に基づき水位計、河川監視カメラを整備
8) 水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村及び水防管理団体への研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体のホームページで活動内容や入団資格等を紹介 ・募集動画、チラシ、ポスター等を作成
9) 堤防等河川管理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備計画に基づく河道整備等の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防耐震補強、橋梁改築等の実施
10) 浸水実績図等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水実績図のウェブサイトでの公表 ○大規模な浸水被害が発生した場合の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月2日の大雨を最新とした浸水実績図を公表・周知
11) 避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川、水位周知河川を対象とした水害対応タイムラインの作成 ○実際の洪水時や訓練等での運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の気象情報等への修正などの水害対応タイムラインの周知・活用

1) 洪水浸水想定区域図の指定

想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定

【洪水浸水想定区域の指定】

洪水予報河川・水位周知河川に加え、それ以外の一級・二級河川のうち、住宅等の防護対象のあるすべての河川※について、令和7年3月末までに洪水浸水想定区域を指定完了。

※県内298河川の内297河川を指定(1河川は指定しない)

洪水浸水想定区域指定に伴う義務

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 洪水に関する情報（水位、雨量情報など）の伝達や避難場所や避難経路、要配慮者利用施設の名称及び所在地等に関する事項の地域防災計画への記載 要配慮者利用施設の避難確保計画及び避難訓練への助言・勧告 ハザードマップの作成（更新）
要配慮者利用施設の管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画の作成や避難訓練の実施 避難訓練結果の市町村への報告
宅地建物取引業者	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項として、洪水を含む水害ハザードマップで説明が必要

洪水浸水想定区域指定河川一覧 (知多半島圏域)

水系名	河川名	指定日	水系名	河川名	指定日
(二)稗田川	稗田川	R6. 11. 12	(二)大川	大川	R6. 11. 12
(二)阿久比川	阿久比川		(二)五宝川	五宝川	
	矢勝川		(二)山海川	山海川	
	前田川		(二)内海川	内海川	
	福山川		(二)山王川	山王川	R7. 3. 21
	草木川		(二)稲早川	稲早川	R6. 11. 12
(二)十ヶ川	十ヶ川		鶺鴒の池川		
	英比川		(二)矢田川	矢田川	
(二)神戸川	神戸川		前山川	R6. 11. 12	
(二)石川	石川		(二)日長川		
(二)堀川	堀川	鍛冶屋川			
(二)新川	新川	(二)信濃川	信濃川	合計27河川	
(二)布土川	布土川		横須賀新川		
(二)新江川	新江川				

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

2) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進について

	避難確保計画作成率 (%)	避難確保計画 作成施設数(施設)	避難確保計画 作成対象施設数(施設)
半田市	86 (88)	54 (60)	63 (68)
常滑市	100 (100)	13 (10)	13 (10)
知多市	65 (0)	11 (0)	17 (2)
阿久比町	94 (94)	16 (16)	17 (17)
南知多町	100 (73)	10 (8)	10 (11)
美浜町	14 (17)	1 (1)	7 (6)
協議会全体	83 (83)	105 (95)	127 (114)

※令和7年11月21日付け事務連絡のフォローアップ調査による(カッコ書きは昨年度調査結果)

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していない。

愛知県の避難確保計画の作成率は78%※で、全国でも下から6番目という状況です。
作成率が増加していないため、未作成施設への作成補助や促進活動をお願いします。

※国土交通省ウェブサイトより集計(令和7年9月30日現在)

3) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況について

	避難訓練実施率 (%)	避難訓練 実施施設数(施設)	避難訓練 実施対象施設数(施設)
半田市	11 (0)	7 (0)	63 (68)
常滑市	100 (100)	13 (10)	13 (10)
知多市	18 (0)	3 (0)	17 (2)
阿久比町	0 (0)	0 (0)	17 (17)
南知多町	30 (0)	3 (0)	10 (11)
美浜町	14 (17)	1 (1)	7 (6)
協議会全体	21 (11)	27 (12)	127 (114)

※令和7年11月21日付け事務連絡のフォローアップ調査による(カッコ書きは昨年度調査結果)

※対象施設がない市町村及び対象施設を把握していない市町村は記載していない。

4) 避難確保計画作成及び避難訓練実施の取組について

➤ 避難確保計画作成率向上のため、作成要領を作成している

【半田市】

半田市 Handa City

現在の位置: トップページ > くらし・手続き > 防災・防犯 > 防災・減災 > 防災各種マップ > 要配慮者利用施設の避難確保計画作成

要配慮者利用施設の避難確保計画作成

ページ番号1001537 更新日 令和5年12月25日

印刷 大きな文字で印刷

避難確保計画の作成について

概要

水防法及び土砂災害防止法が令和3年7月15日に改正され、半田市地域防災計画に定められた洪水・高潮の浸水想定区域内や津波・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画の作成、市長への報告及び避難訓練の実地及び実施報告などが義務付けられました。

内容	災害種別		
	洪水・高潮	土砂	津波
避難確保計画の作成	義務	義務	義務
訓練の実施	義務	義務	義務
訓練の実施報告	義務	義務	義務
自衛水防組織の設置	努力義務	—	—

対象施設

半田市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設(令和2年11月修正時点)

対象施設一覧 (PDF 371.9KB)

避難確保計画作成・報告に係る手続き、様式等

避難確保計画作成(変更)報告書 (Word 15.5KB)

避難確保計画作成の手引き、記載例、様式等(国土交通省ホームページ)(外部リンク)

作成例 (PDF 1.1MB)

避難訓練実施報告書 (Word 18.1KB)

浸水想定区域等について

洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等に関する愛知県情報は下記リンク先でご確認ください。

マップあいち(外部リンク)

マップあいちの確認方法 (PDF 397.7KB)

出典:半田市ウェブサイト

【南知多町】

南知多町 Minamichita town

現在の位置: トップページ > くらし > 防災・防犯・交通安全 > 防災 > 要配慮者利用施設における避難確保計画関係 > 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

ページ番号1003101 更新日 2024年4月30日

印刷 大きな文字で印刷

概要

平成29年6月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正され、町地域防災計画に定められた土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び報告、避難訓練の実地などが義務付けられ、令和3年7月に同法が改正され訓練実施結果の報告が新たに義務付けられました。

その他、令和元年7月に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域が指定され、令和3年6月には「水防法」に基づく高潮浸水想定区域が指定されたことに伴い、町地域防災計画に定められた同区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び報告、避難訓練の実地及び訓練実施結果の報告などが義務付けられています。

対象施設

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、町地域防災計画に定める施設が対象となります。

対象施設一覧 (PDF 169.0KB)

※対象でない施設であっても、利用者の安全を確保するため防災対策を講じてください。

避難確保計画の作成・提出等について

計画作成について

計画作成にあたって(国土交通省) (PDF 73.7KB)

避難確保計画の作成・活用の手引き (PDF 5.4MB)

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニングテキスト (PDF 5.2MB)

避難確保計画を作成(変更)した場合

避難確保計画を作成(変更)した場合は、計画(2部)とチェックリスト(2部)と報告書(A4・1枚)をご提出ください。なお、提出先は以下の「提出先」をご覧ください。

出典:南知多町ウェブサイト

4) 避難確保計画作成及び避難訓練実施の取組について

- 愛知県では、愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議や、避難確保計画作成のための支援講習会等を開催している。

令和7年度 愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議		資料2
日時 令和7年7月30日(水) 9時45分から 場所 愛知県自治センター 会議室E		要配慮者利用施設における避難確保計画作成の進捗状況(まとめ) (令和7年3月末時点)
(次第)		対象施設数 作成施設数 作成率(%)
1 本会議について	[資料1]	洪水 7,984 6,130 76.8
2 最新情報について		雨水出水 2,538 1,504 59.3
・避難確保計画作成等の進捗状況	[資料2]	高潮 4,329 2,734 63.2
・洪水浸水想定区域の指定について	[資料3]	津波 2,069 1,598 77.2
・土砂災害警戒区域等の指定状況等について	[資料4]	土砂災害 366 301 93.8
・津波災害警戒区域について	[資料5]	
・高潮浸水想定区域の指定について	[資料6]	
3 取組について		
・事務局の取組	[資料7]	
・国の取組	[資料8]	
4 アンケートの結果について		
・事前アンケートの結果	[資料9]	
・アンケートに関する質疑応答、討議等		

避難確保計画作成のための支援

避難確保計画未作成施設の事業者を対象とした説明会等において、愛知県の支援が必要な場合は対応しますので、随時、御連絡をお願いします。

【参考】R7.12に県が市町村を対象として実施した避難確保計画作成に関するアンケート調査では、3つの自治体が県による支援を希望されました。

計画作成率

愛知県内の作成率（洪水：令和7年9月30日現在）

78%

(8,250施設中6,469施設が作成：47都道府県中42位)

全国の作成率（同）

80%

- 会議名： 令和7年度愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議
- 実施日： 令和7年7月30日(水)
- 対象者： 県内市町村の防災関係部署職員
- 講座内容：
- 1 本会議について
 - 2 最新情報について
 - ・避難確保計画作成等の進捗状況
 - ・洪水浸水想定区域の指定について
 - ・土砂災害警戒区域等の指定状況等について
 - ・津波災害警戒区域について
 - ・高潮浸水想定区域の指定について
 - 3 取組について
 - ・事務局の取組
 - ・国の取組
 - 4 アンケートの結果について
 - ・事前アンケートの結果
 - ・アンケートに関する質疑応答、討議等

- 会議名： 水防管理団体連合会・愛知県河川海岸協会合同研修会
- 実施日： 令和7年11月5日(水)
- 対象者： 水防管理団体、河川・海岸管理団体の防災担当職員
- 講座内容：
- 1 県内の水害等の状況(2025年4月～9月末)
 - ・2025年度出水期の主な被害状況
 - ・2025年度出水期の警報発生等の状況
 - ・台風15号について
 - 2 水防関係業務に係る話題提供
 - ・令和8年度からの防災気象情報の運用について
 - ・要配慮者避難確保計画について

5) みずから守るプログラムの活用

- 住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取り組み「みずから守るプログラム」を平成23年度より展開している。地域協働事業を実施する中で、浸水リスクの高い地域を重点的に進めている。
- 現在、みずから守るプログラム地域協働事業ガイドラインの見直し、みずから守るプログラム地域協働事業の実施可能市町村の拡大について進めている。

手づくりハザードマップ



- お住まいのまちで、市町村の発行する「洪水ハザードマップ」をもとに避難所、避難ルートを確認するとともに“早い段階の浸水地図”を作成します。
- 地図は2日間、合計5時間で作れます。

大雨行動訓練



- 水害の進展を体験しながら、どの局面で避難判断を行い、どのようなタイミングで避難行動に移すのかを、各個人が各々考える、体験シミュレーション型の訓練です。
- 2時間の訓練ですが、カード作成が実施済みの地区は1時間でも実施可能です。

みずから守るプログラム地域協働事業 実施状況

地域協働事業	令和7年度実施回数	
手づくりハザードマップ作成支援業務	愛知県全体	11地区
大雨行動訓練支援業務	愛知県全体	9地区

水害手づくりハザードマップを活用した大雨避難行動訓練



※令和7年度実施例

5) みずから守るプログラムの活用

➤みずから守るプログラム地域協働事業の更なる周知と拡大を図るために事業説明会や実地研修会を開催し、事業別に紹介動画を作成した。

R7年度実施内容

○事業説明会の実施

日 時: 令和7年11月27日

対象者: 行政職員、防災NPO

場 所: 愛知県自治センター

○実地研修会の実施(2回実施)

日 時: 令和8年1月29日

対象者: 防災NPO(新規登録)

場 所: 愛知県西三河総合庁舎

日 時: 令和8年2月20日

対象者: 防災NPO(新規登録)

場 所: 愛知県三の丸庁舎



みずから守るプログラム地域協働事業
～手づくりハザードマップについて～



実施要領、ガイドライン、手引き、契約書類など、すべて下記WEBページからダウンロードできます。

※ 愛知県河川課WEBページ(みずから守るプログラム)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/mizupro.html>

5) みずから守るプログラムの活用

市町村窓口の設置状況

建設事務所	市町村	窓口	実施地区	建設事務所	市町村	窓口	実施地区	
尾張	1 名古屋市	○	52	知多	27 半田市	○	3	
	2 瀬戸市	○	0		28 常滑市	○	0	
	3 春日井市	○	0		29 東海市		7	
	4 小牧市	○	4		30 大府市		0	
	5 尾張旭市	○	2		31 知多市		0	
	6 豊明市	○	0		32 阿久比町	○	4	
	7 日進市	○	0		33 東浦町	○	0	
	8 清須市	○	18		34 南知多町	○	0	
	9 北名古屋市	○	12		35 美浜町	○	0	
	10 長久手市	○	0		36 武豊町		0	
	11 東郷町	○	0		西三河	37 岡崎市	○	4
	12 豊山町	○	4			38 西尾市	○	2
一宮	13 一宮市	○	2	知立	39 幸田町	○	0	
	14 犬山市	○	0		40 碧南市	○	2	
	15 江南市	○	0		41 刈谷市	○	6	
	16 稲沢市	○	0		42 安城市	○	72	
	17 岩倉市		0		43 知立市	○	0	
	18 大口町	○	0		44 高浜市	○	8	
	19 扶桑町	○	0		豊田加茂	45 豊田市	○	3
海部	20 津島市	○	65	46 みよし市			0	
	21 愛西市	○	8	東三河	47 豊橋市	○	4	
	22 弥富市	○	14		48 豊川市	○	0	
	23 あま市	○	26		49 蒲郡市		4	
	24 大治町	○	4		50 田原市		0	
	25 蟹江町	○	2	新城設楽	51 新城市	○	0	
	26 飛島村	○	0		52 設楽町		0	
					53 東栄町		0	
			54 豊根村		○	0		

登録NPO一覧（2025年度）

1	あいち防災リーダー育成支援ネット
2	ウェザーフロンティア東海
3	やらまいか人まちサポート
4	愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会
5	レスキューストックヤード
6	防災津島の会
7	ドゥチュウブ
8	地図で防災・まちづくりサポート
9	DRRネットワークつなぐ
10	コミュニティサポートほっぷ
11	Mieru-Da Project
12	あま市防災ネット

6) 水防災教育の促進について(出前講座等実施状況)

■ 出前講座

圏域	学校	講座名	実施学年	実施クラス数	実施人数	実施日
豊川	豊橋市立東田小学校	水害を学ぼう	4	2	63	令和7年6月11日
	豊橋市立植田小学校	川と海岸を学ぼう	3	2	43	令和7年7月27日
	豊橋市立植田小学校	マイ・タイムラインを作ろう	6	2	42	令和7年11月27日
庄内川 ・ 木曽川	蟹江町立須西小学校	水害を学ぼう	3	2	59	令和7年6月25日
	飛島村立飛島学園	マイ・タイムラインを作ろう	6	2	41	令和7年6月27日

※令和7年度は知多半島圏域は実績なし

■ お届け講座

圏域	申し込み団体	講座名	対象	会場	実施人数	時間
矢作川	西尾市 (西尾市危機管理課)	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	小学生	西尾小学校	115	令和7年6月2日
庄内川 ・ 木曽川	ダイヤパレス伏屋 壱番館管理組合	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	一般成人	長須賀会館	20	令和7年4月20日
	愛知県立一宮聾学校	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	高校生	一宮聾学校	5	令和7年10月24日
	名古屋市立一色中学校	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	中学生	一色中学校	111	令和7年12月12日
	名古屋市立南天白中学校	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	中学生	南天白中学校	92	令和7年11月7日
	スガキコシステムズ 労働組合	マイ・タイムラインをつくろう ～洪水から命を守る避難計画～	一般成人	イールーム 名古屋駅前	25	令和8年2月25日

※令和7年度は知多半島圏域は実績なし

6) 水防災教育の促進について(出前講座等事例紹介)

蟹江町立須西小学校

【実施概要】

場所 : 蟹江町
実施日 : 令和7年6月25日
対象者 : 小学3年生および教員
対象人数 : 59名
講座内容 : 水害を学ぼう
周辺河川 : 二級河川蟹江川



名古屋市立一色中学校

【実施概要】

場所 : 名古屋市
実施日 : 令和7年12月12日
対象者 : 中学2年生および教員
対象人数 : 111名
講座内容 : マイタイムラインをつくろう
周辺河川 : 一級河川新川



	令和7年度実施回数	
出前講座 お届け講座	圏域内	0回
	愛知県全体	11回

7) 危機管理型水位計

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

危機管理型水位計とは

- ・洪水時の水位観測に特化した水位計
- ・水位情報を堤防天端からの高さで表示
- ・住民の方の避難行動等に活用

画面表示アイコン



水位情報の入手方法

<https://k.river.go.jp/>



危機管理型水位計



危機管理型水位計の設置状況

センサーより超音波を
発信し、水面からの反射より水位を測定

■設置一覧

管内	市町村	水系名	河川名	設置箇所	設置年度	数量
				橋梁名等		
知多建設事務所	半田市	稗田川	稗田川	大川橋	R1	15
		神戸川	神戸川	成岩橋	R1	
	常滑市	矢田川	矢田川	矢田川橋	R1	
	知多市	日長川	日長川	東海渡橋	R1	
		日長川	鍛冶屋川	長根橋	R3	
		信濃川	信濃川	長曾橋	R1	
	阿久比町	阿久比川	阿久比川	宮津橋	R2	
	南知多町	山海川	山海川	月の輪橋	R1	
		内海川	内海川	名切橋	R1	
	武豊町	石川	石川	鹿ノ子田橋	R2	
	美浜町	布土川	布土川	木部橋	R1	
		新江川	新江川	河浦橋	R1	
		大川	大川	古布橋	R1	
		山王川	山王川	山王橋	R2	
		稲早川	稲早川	杉代橋	R3	
合計						15

※知多半島圏域の県管理河川のみを掲載

8) 簡易型河川監視カメラ

簡易型河川監視カメラとは

国土交通省が、以下を目的に、民間企業等と開発を進めてきた低コストのカメラ

- ・機能を限定して低コスト化を図ることで、中小河川への普及を促進する
- ・身近な河川の画像を提供することで、住民に洪水の切迫性を伝える
(避難判断の目安として活用して頂く)

カメラの設置箇所

河川の特長や災害リスクを踏まえて、以下のポイントを考慮して設置箇所を選定し、令和7年12月時点において県内25箇所に設置した。また、令和8年度出水期までに、新たに6箇所設置予定である。

- ① 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所
- ② 既設カメラが設置されていない河川
- ③ 洪水予報河川及び水位周知河川の基準観測局



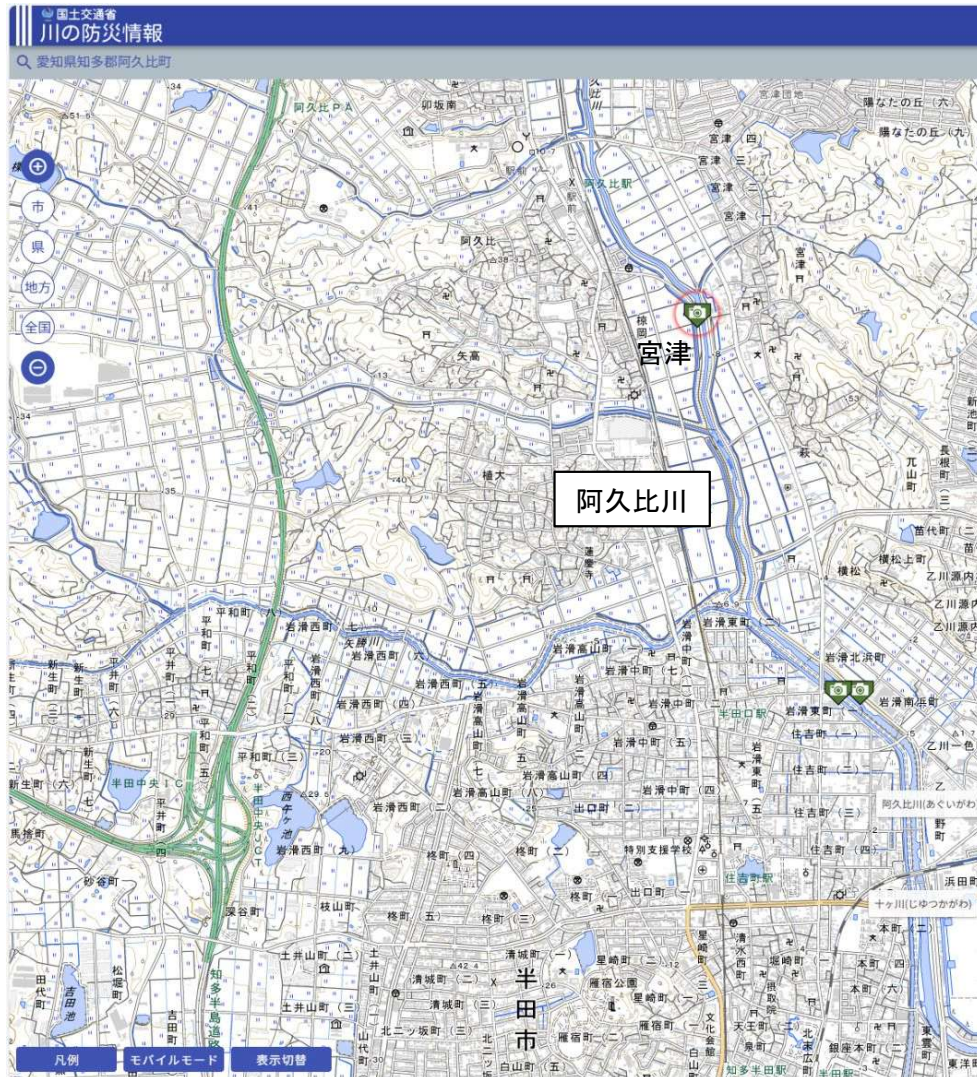
■簡易型河川監視カメラ設置状況(知多半島圏域)

水系名	河川名	設置箇所	市町村名	設置年度	事務所名	数量
阿久比川	阿久比川	岩滑阿久比川	半田市	R5	知多建設事務所	4
十ヶ川	十ヶ川	岩滑十ヶ川	半田市	R5		
矢田川	矢田川	大野	常滑市	R5		
阿久比川	阿久比川	宮津	阿久比町	R5		
合 計						4

設置箇所の市町村については、地域防災計画等に、簡易型河川監視カメラを防災情報の一つとして位置付けるようお願いします。

8) 簡易型河川監視カメラ

- 簡易型河川監視カメラの映像は国ウェブサイト等で公開しており、現在の川の様子を確認することができる。
- また、平常時の静止画も公開しており、避難判断の目安等としての利用ができる。



出典: 川の防災情報webサイト(国土交通省)



現在の川の様子

平常時との比較により避難判断の目安等としての利用ができる

平常時の川の様子

平常時の静止画を表示

9) 危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置計画について

【検討経緯】

- 2023年(R5)10月 水防災協議会連絡調整会議
- 2024年(R6)5月 第11回水防災協議会
- 2024年(R6)11月 水防災協議会連絡調整会議
- 2025年(R7)3月
- 2025年(R7)5月 第12回水防災協議会

「河川情報の提供の強化について」意見照会
 要望のあった増設箇所から2023年6月2日大雨で浸水被害の発生した河川の内優先整備箇所の提示
 (西古瀬川、善光寺川、佐奈川)
 「危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ増設箇所(案)」の提示
 危機管理型水位計優先整備箇所(3箇所)の設置完了
 R7年度以降の設置計画の提示

危機管理型水位計 設置計画					
市町村	河川	設置箇所	R6	R7	R8
一宮市	野府川	郷橋付近		○※	
稲沢市	三宅川	雁橋付近		○※	
知立市	逢妻男川	竹橋付近		○	
岡崎市	鉢地川	乙川合流部上流付近		○※	
豊川市	西古瀬川	裏大橋	○		
豊川市	善光寺川	万石橋	○		
豊川市	佐奈川	佐奈橋	○		
田原市	新堀川	新堀橋付近		○	

※は次年度に設置
 (知多半島圏域は該当無し)

簡易型河川監視カメラ 設置計画					
市町村	河川	設置箇所	R6	R7	R8
江南市	日光川	日光川除塵機付近	○※		
扶桑町	青木川	無名橋付近	○※		
稲沢市	三宅川	大和橋付近	○※		
津島市	善太川	埋田橋付近	○※		
東海市	大田川	内堀橋付近			○
南知多町	内海川	名切橋付近			○
碧南市	新川(碧海)	新川橋付近		○※	
豊田市	巴川	巴新橋付近		○※	
豊橋市	梅田川	摩耶橋付近			○
豊川市	善光寺川	小坂井高校付近			○
田原市	蜷川	田原東部小学校付近			○
田原市	汐川	西野橋付近		○※	

青字は知多半島圏域の市町
 ※は次年度に設置

危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの増設は、R6年度から3か年で実施予定としている。

10)洪水予報河川及び水位周知河川における河川監視カメラの強化について

- これまで洪水予報河川及び水位周知河川の基準水位観測所など、河川管理上必要な箇所に対し、河川監視カメラを設置してきた。
 今後は、水防上重要な地点の監視体制を強化するため従来型河川監視カメラを設置する。
- 本計画はR7年度から3か年で実施する。
 (R7年度に調査設計、R8年度及びR9年度に設置工事)

従来型河川監視カメラ 設置箇所							
県事務所名	市町村	河川	設置箇所	新設・切替	R7	R8	R9
尾張建設事務所	名古屋市	天白川	天白川	簡易型から切替	●	○	
	名古屋市	新川	洗堰	新設	●	○	
	名古屋市	香流川	猪子石	簡易型から切替	●	○	
	春日井市	内津川	松本	簡易型から切替	●		○
	名古屋市	山崎川	瑞穂	簡易型から切替	●		○
	名古屋市	扇川	鳴海	簡易型から切替	●		○
一宮建設事務所	岩倉市	五条川(上流)	曾野	簡易型から切替	●	○	
	一宮市	青木川	赤池	新設	●	○	
知多建設事務所	阿久比町	阿久比川	宮津	簡易型から切替	●	○	
知立建設事務所	知立市	猿渡川	六反橋	簡易型から切替	●	○	
西三河建設事務所	西尾市	矢作古川	小島	簡易型から切替	調整中		
豊田加茂建設事務所	豊田市	逢妻女川	千足	簡易型から切替	●		○
	豊田市	籠川	京町	簡易型から切替	●		○
東三河建設事務所	豊川市	音羽川	国府	簡易型から切替	●		○
	豊橋市	柳生川	花田	簡易型から切替	●		○
	豊橋市	梅田川	浜道	簡易型から切替	●		○
	豊川市	佐奈川	佐土	簡易型から切替	●		○

青字は知多半島圏域の市町

● : 調査・設計 ○ : 機器の設置

11) 県と市町村が設置した監視カメラ映像の連携

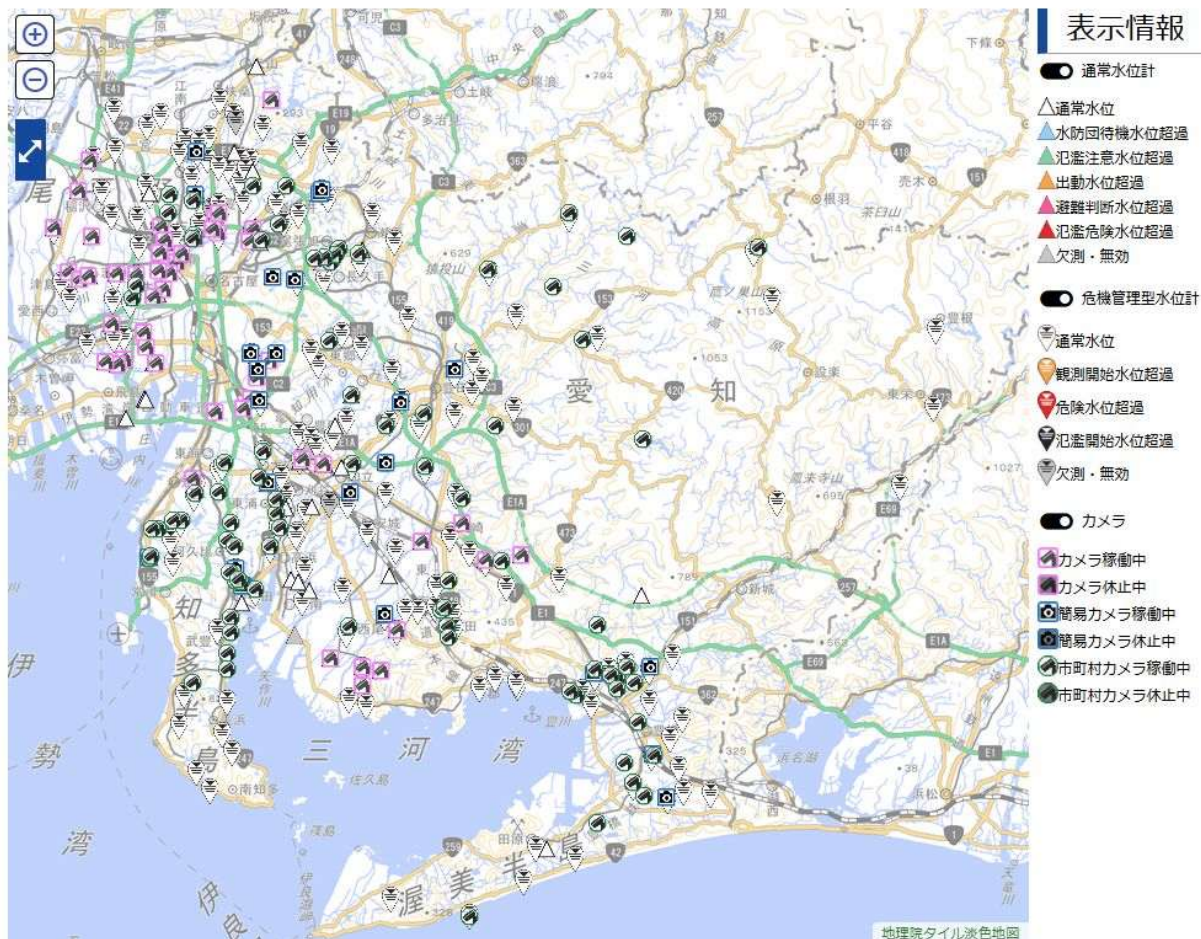
➤「愛知県 川の防災情報」では、令和7年6月から市町村が県管理河川に設置した河川監視カメラについても、同ウェブ上で閲覧可能である。

愛知県 川の防災情報



地図情報 (水位・カメラ) 01月28日 16時39分

更新



<https://www.kasen-aichi.jp/>

12)ワンコイン浸水センサ

ワンコイン浸水センサとは

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



出典:ワンコイン浸水センサ実証実験について(国土交通省)

ワンコイン浸水センサの設置目的

大雨による浸水被害や河川の氾濫を踏まえて、実証実験として、以下の参加目的等でモデル地区となる自治体が公募し、愛知県内の9自治体に設置した。

- ①管内の浸水状況把握
- ②浸水情報の自治体防災関係システムへの連携など

官民連携による浸水域把握イメージ

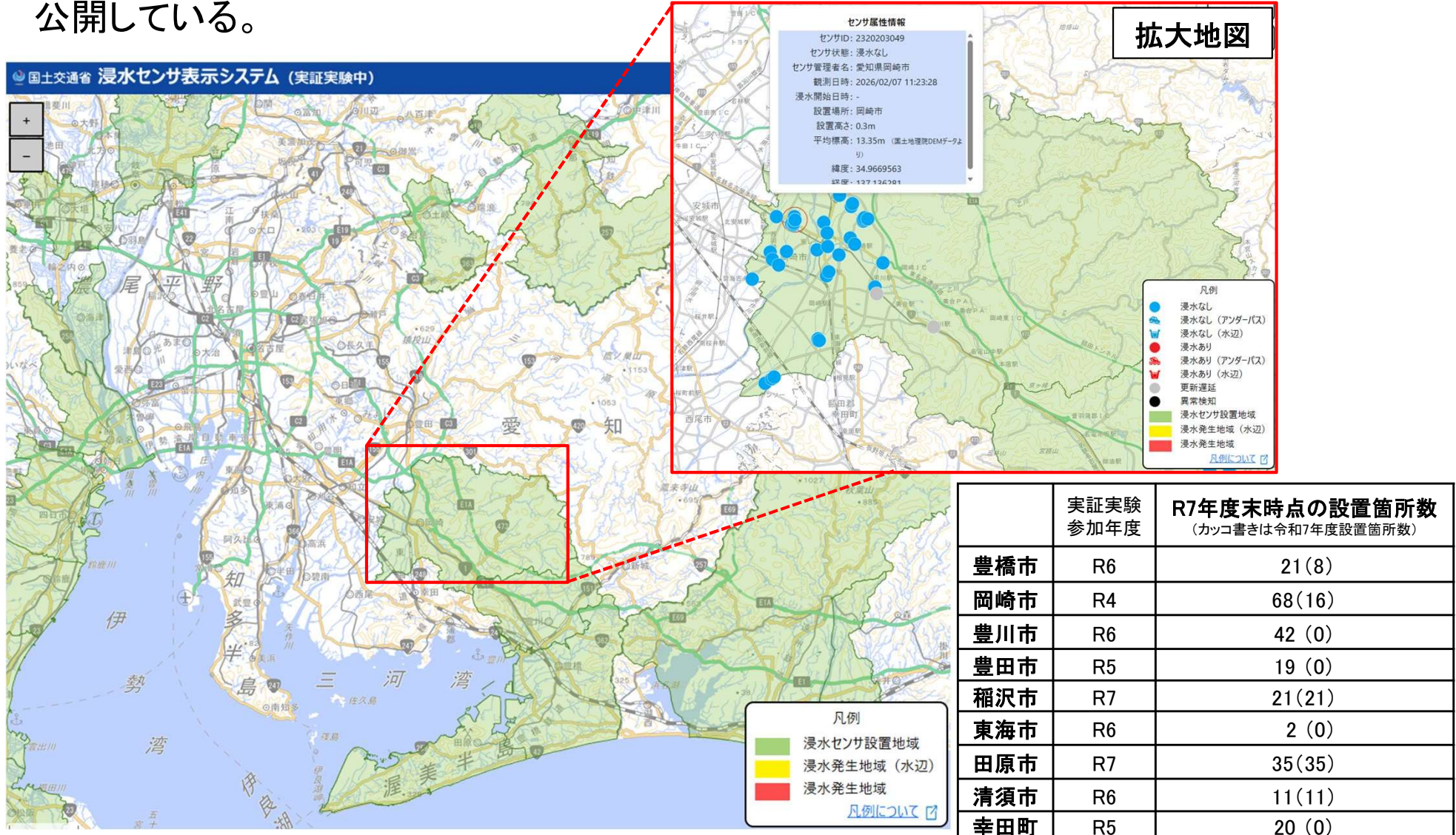


出典:ワンコイン浸水センサ実証実験について(国土交通省)

12) ワンコイン浸水センサ

○ワンコイン浸水センサによる浸水状況の把握

国土交通省では、ワンコイン浸水センサによる浸水情報を集約し、webサイトで試行的に公開している。

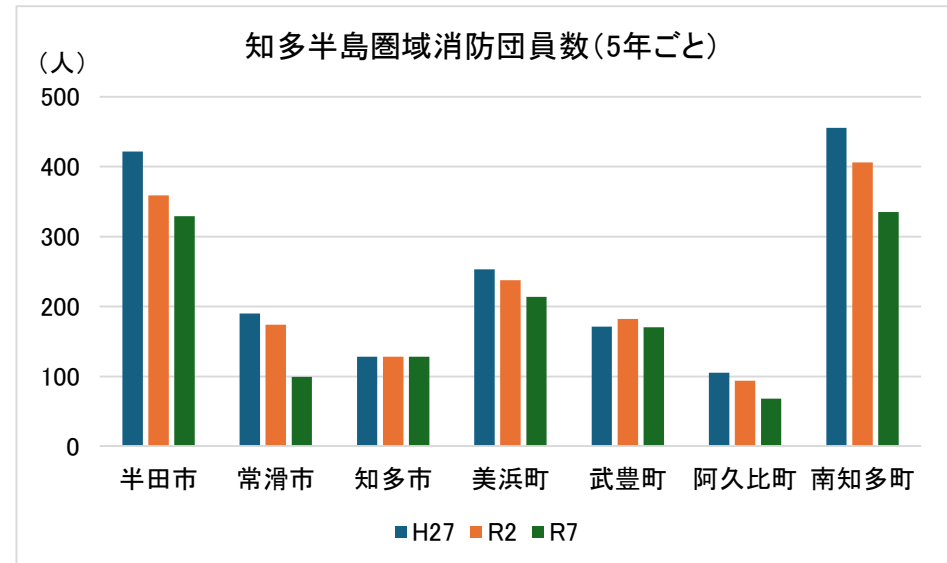
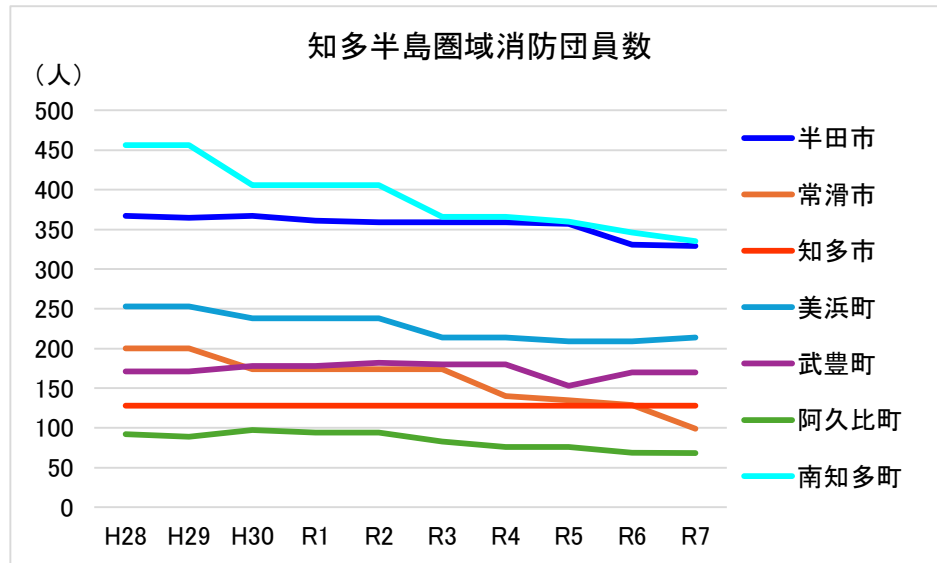


出典: 国土交通省webサイト 浸水センサ表示システム

※知多半島圏域の自治体は該当なし

13) 過去10年間の消防(水防)団員数の推移

- 過去10年の傾向は、全体としては減少傾向となっている。
- 団員数の維持に積極的に取り組む必要がある。



出典: 愛知県水防計画

14) 消防(水防)団員確保の取組について

- 自治体のウェブサイトで、活動内容や入団資格等を紹介している。
- 消防団活動に協力的な事業所を「消防団協力事業所」として認定し、事業所の広報に活用できる表示証を交付し、自治体のウェブサイト・広報紙で公表している。

【武豊町】

ウェブサイトで消防団員の募集要項を掲載。

武豊町 Taketoyo Town

緊急情報

くらし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 町政情報・施設 事業者

現在の位置: トップページ > くらし・手続き > 消防・消防団 > 消防団員募集中!

消防団員募集中!

武豊町では消防団員を募集しています。消防団員は日頃それぞれの仕事に就いていますが、火災や災害などの非常時には消火活動を行います。また平常時には各種訓練にて技術を磨き、地域の安心安全のために活動しています。

地域のために何ができるかは無いかと考えている方！加入をお待ちしています！

対象

18歳以上の武豊町に在住または在勤の人

消防団三大行事

消防団操法大会 消防団観開式 消防出初め式

【常滑市】

ウェブサイトで「がんばれ常滑市消防団応援の店事業制度」を広報。

私たちは消防団員を応援します!

やるんだ!! 消防団

常滑市消防団 応援の店

常滑市消防団 第 0132 号

応援の店利用証

この者は、常滑市消防団員であることを証明する。

氏名 常滑 太郎
生年月日 2000/1/1
所属 常滑 分団 1 班
発行日 2015/6/1

常滑市消防団長

【注意事項】

- この利用証は、本消防団本部が実施する常滑市消防団応援の店の利用について、消防団員本人であることを証明するための交付するものです。
- この利用証は、消防団員本人が「常滑市消防団応援の店」を利用する際に限り使用できます。
- この利用証は、「常滑市消防団応援の店」利用の際に提示してください。
- この利用証は、他人に貸出し、又は譲渡しないでください。
- この利用証を紛失した場合は、速やかに消防団本部まで申し出てください。
- この利用証は、選任等によりその身分を失った場合は速やかに返却してください。

常滑市消防本部総務課 Tel. 0569-35-8621

出典: 常滑市ウェブサイト

14) 消防(水防)団員確保の取組について

- 地域防災力の中核となる消防団への理解促進と消防団員の確保を図るため、毎年1月20日を「あいち消防団の日」と定め、2013年から県内で一斉に加入促進活動を展開している。

令和7年度「あいち消防団の日」を中心とした啓発活動実施一覧(市町村別) ※知多半島圏域内のみ抜粋

市町村	日時	場所	実施内容	担当	連絡先
半田市	1月18日(日) 10:00-12:00	イオン半田店	・リーフレット、啓発グッズの配布 ・市キャラクターだし丸くんによるPR活動	総務部 防災安全課	0569-21-1490
常滑市	1月18日(日) 10:00-12:00	カインズ常滑店 常滑市虹の丘3-152	・PRブースの設置 ・リーフレット、啓発グッズの配布	消防本部 庶務課	0569-35-8621
	1月25日(日) AM	東龍寺 常滑市大野町8丁目68	常滑市文化財防火訓練の実施に併せて、リーフレット、啓発グッズの配布		
知多市	1月20日(火) 19:30-20:30	平和堂知多店 マックスバリュ知多新知店 スーパーセンターオークワ知多店 ヤマナカアルテ新舞子店	・リーフレット、啓発グッズの配布 ・市キャラクター「梅子」によるPR活動	消防本部 庶務課	0562-56-0146
阿久比町	1月11日(日) 9:00-10:30	中央公民館駐車場	令和8年阿久比町消防団出初式にて、リーフレット、啓発品の配布	総務部 防災交通課	0569-48-1111
	1月11日(日) 9:00-12:00	アグピアホール (多目的ホール)	二十歳の祝典にてリーフレット、啓発品の配布		
南知多町	1月11日(日) 9:00-12:00	南知多町総合体育館	消防団員募集中Tシャツを着用し、「二十歳のつどい」の参加者に対し、消防団への勧誘活動を実施する。	防災交通課	0569-65-0711
美浜町	1月11日(日) 13:30-16:30	河和中学校体育館	・成人式にPRブースの設置 ・リーフレット、啓発グッズの配布 ・PR動画の放映	防災課	0569-82-1111
	1月15日(木)~1月21日(水) 8:30-17:15	美浜町役場防災課事務室	PRブースの設置		
武豊町	1月11日(日)	武豊町民会館 武壁町字大門田11	武豊町二十歳のつどい(成人式)において、消防団による梯子披露を行い、若者へ消防団のPR活動を実施	防災交通課	0569-72-1111
	1月18日(日)	下門八幡社敷地内 武豊町字下門70番地	文化財防火訓練終了後にケーブルテレビで消防団加入のPR動画撮影		

出典: 愛知県ウェブサイト(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/594272.pdf>)

15) 河川管理施設の整備等に関する事項(治水対策)

河川改修等

現状の取組状況

- ◆ 河川整備計画に基づき河道整備等を実施している。また、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考えに基づき、事前防災対策を実施していく。



知多半島圏域



【令和7年度：主な事業実施箇所】

河川名	工事場所	工事内容
神戸川	半田市	水門の改築（旧樋門撤去）、築堤
阿久比川	半田市	高潮堤整備、堤防耐震
石川	武豊町	水門の改築
五箇村川	大府市	排水機場整備

